平成22年11月２日
警　　察　　庁

平成23年度税制改正要望の概要

１　項目

捜査特別報奨金の非課税（所得税・個人住民税）

２　概要

捜査特別報奨金制度により支払われる捜査特別報奨金について、所得税・個人住民税の算出の際に一時所得として扱わないよう措置しようとするもの。

（参考）捜査特別報奨金制度とは

都道府県警察が捜査を行っている事件のうち警察庁が特に指定するものに関して、当該事件の検挙に結び付く有力な情報を提供した者に対して国費により報奨金を支払う制度。

３　趣旨

一般国民からの情報提供を促進し、社会的反響の大きい殺人等の重要凶悪事件をより多く検挙して、国民に治安に対する安心感を与える。

４　減収見込額

年度当たり17.2万円（所得税）、12.5万円（個人住民税）

（適用件数が１年度に１件あり、当該１件については平均的給与所得者が300万円の捜査特別報奨金を受領すると仮定。）